

3 規則別表第1の2の項のアに掲げる事業（以下「ダム事業」という。）

環境要素の区分 (細区分)		影響要因の区分 (細区分)		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用							
				ダム堤体の工事	原石の採取の工事	施工設備及び工事用	道路の設置の工事	建設発生土の処理	の工事	道路の付替の工事	ダムの堤体の存在	原石山の跡地の存在	道路の存在	建設発生土処理場	の跡地の存在	ダム供用及び貯
環境の自然の構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○	○	○	○								
			粉じん等	○	○	○	○	○								
		騒音	騒音	○	○	○	○	○								
	水環境	水質	振動	振動	○	○	○	○	○							
			水の濁り													○
			水温													○
			富栄養化													○
			溶存酸素量													○
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質								○	○	○	○	○	
		地盤	地盤及び斜面の安定性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
生物の多様性の確保	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	植物	重要な種及び群落	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
人と自然との豊かな関係の確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								○	○	○	○	○		
	人と自然の触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物	○	○	○	○	○	○						○		
		建設工事に伴う副産物	○	○	○	○	○									
一般環境中の放射線物質について	放射線の量		○※	○※	○※	○※	○※	○※								

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げるダム事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - ア 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等の「ダム堤体の工事」を行う。
 - イ ダム堤体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行う。
 - ウ 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工食用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行う。
 - エ ダム事業により発生した掘削土を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行う。
 - オ 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行う。
 - カ ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在する。
 - キ 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する。